四　無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一～四　（略）	（略）
五　次に掲げる物	
イ　無機シアン化合物を含む物（別表第三の一の項第十五号に掲げる物を除く。）	（略）
ロ　（略）	（略）
六～十　（略）	（略）
十一　次のいずれかを含む物	
イ　ポリ塩化ジベンゾフラン類	
ロ　ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン類	
十二～十六　（略）	（略）
備考	
１・２　（略）	

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。

四　無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一～四　（略）	（略）
五　次に掲げる物	
イ　無機シアン化合物を含む物（別表第三の一の項第十六号に掲げる物を除く。）	（略）
ロ　（略）	（略）
六～十　（略）	（略）
十一　次のいずれかを含む物	
イ　ポリ塩化ジベンゾフラン類	
ロ　ポリ塩化ジベンゾジオキシン類	
十二～十六　（略）	（略）
備考	
１・２　（略）	